

救急科専門医を目指すなら長崎で！！

専門医師確保対策資金貸与者募集《救急科》

長崎県では、将来、救急科の専門医として活躍する研修医に研修資金を貸与します。

1. 貸与対象者	将来、救急科専門医として県内の救命救急センターに勤務しようとする初期臨床・専門研修医 (臨床研修：県内、専門研修：県内又は県外の専門研修プログラム病院で研修を受ける方に限ります。) ※令和7年度新規募集 小児科・産科・救急科・総合診療科・脳神経外科・精神科合わせて5人程度
2. 貸与内容	○研修資金 月額15万円以内 ○貸与利率 14.5% ○貸与期間 最大3年間
3. 履行すべき義務	専門研修修了後2年を経過するまでの間に、長崎県内の救命救急センターの職員となり救急医として貸与期間の1.5倍に相当する期間勤務すること。 (甲の医療機関に1年以上勤務した場合は、1倍に相当する期間勤務すること。) ※専門研修終了後、指定する県内の医療機関での勤務を開始する前に、2年間は県内外の他の医療機関での勤務(研修)も可能

長崎県内の救命救急センター

甲：佐世保市総合医療センター

乙：長崎大学病院・長崎医療センター・長崎みなとメディカルセンター

○返還免除 研修終了後、上記履行すべき義務を終了した場合は、元金及び利息の返還を免除します。

・下の事例は一般的な例です。初期臨床・専門研修中であれば、どの年度からでも貸与開始は可能です。

【勤務例1】3年間 貸与を受けた場合で、3年間甲の医療機関勤務の場合(甲1年以上は1倍で換算)

年次	1	2	1	2	3	1	2	3	4	5
形態	初期臨床研修		専門研修			甲の医療機関勤務				
	研修資金貸与					必要勤務期間				
	← 3年 →					← 3年 →				

【勤務例2】3年間 貸与を受けた場合で、乙勤務の場合

年次	1	2	1	2	3	1	2	3	4	5
形態	初期臨床研修		専門研修			乙の医療機関勤務				
	研修資金貸与					必要勤務期間				
	← 3年 →					← 4年6月 →				

【勤務例3】3年間 貸与を受けた場合で、乙に2.5年、甲に0.5年勤務の場合(甲勤務1年未満)

年次	1	2	1	2	3	1	2	3	4	5
形態	初期臨床研修		専門研修			乙の医療機関勤務		甲勤務	乙の医療機関勤務	
	研修資金貸与					必要勤務期間				
	← 3年 →					← 4年6月 →				

【勤務例4】3年間 貸与を受けた場合で、乙3年、甲1年勤務の場合(甲1年以上は1倍で換算)

年次	1	2	1	2	3	1	2	3	4	5
形態	初期臨床研修		専門研修			乙の医療機関勤務			甲勤務	
	研修資金貸与					必要勤務期間				
	← 3年 →					← 4年 →				

お問い合わせ先

長崎県福祉保健部医療人材対策室 担当：富田

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

電話 095-895-2421 (直通) FAX 095-895-2573

E-mail s04045@pref.nagasaki.lg.jp

URL <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/iryo/isinoyousei/senmonishitaiyo/>